

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 30 年 12 月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

國民年金關係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800072 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1800020 号

第1 結論

昭和 58 年 4 月から同年 9 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 33 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 58 年 3 月に大学院を修了し、同年 10 月頃に A 市役所の年金課で国民年金の加入手続を行ったところ、市役所の人から加入手続が遅れたことにより納付していなかった分の国民年金保険料も遡って納められると説明を受けたので、その場で請求期間の保険料をまとめて現金で納付し、その後は自宅に送られてきた納付書で保険料を納付していた。請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 58 年 10 月頃に A 市役所で国民年金の加入手続を行った旨陳述しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日から、昭和 60 年 11 月頃と推認され、請求者の主張する加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、国民年金の加入手続を行った際にその場で加入手続が遅れたことにより納付していなかった分の保険料をまとめて現金で納付したと主張しているが、前述の推認される加入手続時点において、請求期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求者に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらぬ。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらぬ。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。